

さいたま市告示第428号

道路の兼用工作物の管理方法についての協議成立に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき、道路と都市公園との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類及び路線名

一般県道新方須賀さいたま線

2 道路の位置

さいたま市緑区南部領辻 2599 番地先からさいたま市緑区南部領辻 2597 番地先

3 他の工作物の名称

見沼自然公園

4 管理の内容

園路に係る改築、維持、修繕、災害復旧に関する事務